

鹿屋体育大学自己点検・評価規則

〔平成21年11月18日〕
規則第15号

改正 平成22年12月1日
規則第13号
平成28年 3月28日
規則第15号

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）の実施に関し、基本的事項について定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人評価 国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (2) 認証評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関（以下「認証評価機関」という。）が行う評価をいう。

（自己点検・評価の実施）

- 第3条 学長は、自己点検・評価の実施にあたっては、適切な自己点検・評価項目を設定するとともに、実施のための責任ある組織を整える。
- 2 法人評価の場合にあつては、各事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績について、国立大学法人評価委員会が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施する。
 - 3 認証評価の場合にあつては、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施する。
 - 4 自己点検・評価のうち、教員の活動に関しては、別に定める。

（改善命令・報告）

- 第4条 学長は、評価結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、関係組織に改善を命令する。
- 2 前項の改善命令を受けた組織は、速やかに、改善に取り組むとともに、改善措置後は、その対応及び成果等を学長へ報告しなければならない。

（評価結果等の活用）

第5条 学長は、評価結果及び改善結果を、本学資源の適切かつ効率的な配分及び年度計画の策定等において有効に利用するなど、本学の教育研究活動等の一層の改善のために活用する。

（事務）

第6条 自己点検・評価に関する事務は、経営戦略課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年11月18日から施行する。

附 則（平成22.12.1規則第13号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平 2 8 . 3 . 2 8 規則第 15 号）
この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。